基本事件：令和　　年（家　）第　　　　　号　　　　　　　事件

収入

印紙

５００円

基本事件申立人

基本事件相手方

**秘　匿　決　定　申　立　書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

（提出先）仙台家庭裁判所

　　　申立人（基本事件□申立人□相手方）□代理人　　　　　　　　　　　㊞

　　上記当事者間の頭書事件につき、申立人は、家事事件手続法３８条の２及び民訴法１３３条１項に基づき、秘匿決定の申立てをする。

申立ての趣旨

　　上記当事者間の頭書事件について、申立人の□住所・□氏名・□　　　　　　　　　　　　　　　　　を秘匿するとの決定を求める。

申立ての理由

　　申立人の□住所・□氏名・□　　　　　　　　　　について、基本事件□申立人□相手方に知られると、別紙のとおり、社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある。

　　よって、申立人は、家事事件手続法３８条の２及び民訴法１３３条１項に基づき、申立ての趣旨記載のとおり、秘匿の決定をされたく、本申立てをする。

疎明資料

　□　支援措置決定通知　　　　　通

　□　診断書（抄本）　　　　　　通

　□　写真　　　　　　　　　　　通

　□　　　　　　　　　　　　　　通

（別紙）

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |